

議案第38号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

弁当等人力販売業許可申請手数料について定めるほか、所要の改正をする必要があるの
で、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の69の2の項の次に次の1項を加える。

| | | | | |
|--|------------------|-----------|---------|--------------|
| 69の3 葛飾区プールに関する条例 （昭和50年葛飾区条例第30号）第 3条第1項の規定に基づくプールの 経営の許可の申請に対する審査 | プール経営許 可申請手数料 | 1件に つき | 12,500円 | 許可申請 のとき。 |
|--|------------------|-----------|---------|--------------|

別表第1の134の項の次に次の4項を加える。

| | | | | |
|--|---------------------------|-----------|--------|--------------|
| 134の2 食品製造業等取締条例第5 条第1項の規定に基づく弁当等 人力販売業者の許可の申請に対する 審査（卸売市場外営業に限る。） | 弁当等人力販 売業許可申請 手数料 | 1件に つき | 8,800円 | 許可申請 のとき。 |
| 134の3 食品製造業等取締条例第5 条第2項の規定に基づく弁当等 人力販売業者の許可の更新の申請に 対する審査（卸売市場外営業に限 る。） | 弁当等人力販 売業許可更新 申請手数料 | 1件に つき | 5,400円 | 更新申請 のとき。 |
| 134の4 食品製造業等取締条例第5 条の2第1項の規定に基づく弁当 | 弁当等人力販 売業許可済証 | 1件に つき | 1,400円 | 交付申請 のとき。 |

| | | | | |
|--|----------------------------|-----------|--------|---------------|
| 等人力販売業者の許可済証の交付 (卸売市場外営業に限る。) | 交付手数料 | | | |
| 134の5 食品製造業等取締条例第5 条の2第3項の規定に基づく弁当 等人力販売業者の許可済証の再交 付(卸売市場外営業に限る。) | 弁当等人力販 売業許可済証 再交付手数料 | 1件に つき | 1,100円 | 再交付申 請のとき。 |

別表第1の135の項中「第5条第1項」を「第5条の3第1項」に改め、同表136の項中「第5条第2項」を「第5条の3第2項」に改める。

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、別表第1の69の2の項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。